

2024（令和6）年度版

天野が原町 地区防災計画

天野が原町地区災害対策本部

天野が原町地区災害時避難所運営委員会

天野が原町自主防災会

ま え が き

平成 30（2018）年 6 月 18 日午前 7 時 58 分に、大阪府北部を震源として発生した「大阪府北部地震」は、当天野が原町地区においても「阪神淡路大震災」以来の衝撃として記憶に新しいと言えます。「阪神淡路大震災」の“明け方 5 時 17 分発生”といった程ではないまでも、同じ早朝の出来事であったことから、一日の生活のスタートのタイミングに大きな打撃を受けたという点では、共通するショックでもありました。

当地区の当時の被害状況を振り返った時、日常生活に大きなダメージを受ける程の被害は見られず、結果的にはその後の耐震工事の一環として、公の助成を受けての「ブロック塀の補改修」等の個人レベルの対策の動きが随所で見られるようになりました。

それに対して、平成 30(2018)年 9 月 4 日に大阪を襲った「台風 21 号」では、府内で死者 8 名、全壊 28 棟、半壊 436 棟、一部破損が約 6.5 万棟と全国で最大の被害となっており、天野が原町地区においても下記のような大小様々な被害状況が見られました。

丁目	屋根	壁	アンテナ	車庫	植木	ベランダ	車	その他	回答者
1	1 4	2	8	8	5	2	1	8	3 4
2	2 5	3	1 3	1 5	1 1	5		1	5 8
3	7			1	1	1	1	2	9
4	5		3	4	1	1	1	6	1 4
5	3	1	1	3				1	8
計	5 4	6	2 5	3 1	1 8	9	3	1 8	1 2 3

（「天野が原町連合自治会」の被害状況アンケート結果：平成 30 年 11 月）＜世帯数 1129・回答数 123＞

同アンケートの地域住民の「要望・各種の意見」（下記資料①～⑬）からも、立て続けに「大阪府北部地震」と「台風 21 号」に見舞われたことにより、当地区においても“災害に対する考え方”に違いが見受けられるようになってきたことがわかります。

- ①避難所が遠い。会館の利用が図れないか。指定避難所での備えはあるのか。
- ②飛来物への対処を積極的にしてほしい。災害ゴミの処理を積極的対応してほしい。
- ③空家に対する指導を積極的に、管理不十分なため同地からの飛来物多数。
- ④防災放送が聞こえない。
- ⑤天野川決壊の可能性は。草川の増水危険は。交野市は災害対策本部は立ち上げたのか。更に大きな地震が予想される中、行政として十分な対応能力があるのか。ブロック塀の調査は。ハザードマップの作成と公開。
- 公園、街路樹、用水路、カーブミラー等の問題はどこに言えばよいのか。
- ⑥自分の家の屋根の状況が分からない。ドローンの活用など検討できないのか。
- ⑦短時間で正確な情報がほしい。被害状況の早い把握。
- ⑧危機管理室のホームページの更新が遅い。
- ⑨修理業者を教えてほしい。
- ⑩ボランティアセンターによる支援を後で知った。
- ⑪被災内容に応じた対応マニュアル一覧的なものが作成されるとありがたい。
- ⑫被害に対する公費助成を。
- ⑬自治会でブルーシートの備蓄は。長い梯子を借りたい。

- ⑭災害の場合の自治会の備えや方針を明確に。
- ⑮自治会で停電に備え発電機の設置を。
- ⑯自治会、防災会の災害当日における展開はどうか。会館に詰める必要は。
- ⑰災害発生後の住民による緊急集会の開催や行政を交えた意見交流。

上記の地域住民の声からも、多くの住民が、災害の違いを問わず、安心に繋がるような具体的な災害対策の提示を求めていることがわかります。

今回、このような地域住民の声（願い）を基に、「天野が原町自主防災会」の協力を得て、「天野が原町地区防災計画」を作成しました。

近年、前述の2度にわたる“自然災害”の体験を通じて、地域住民の「防災意識の向上」が見られるようになってきているものの、まだまだ「大した被害も出ていない当地区に防災計画の必要があるのか。」といった声を耳にすることがあります。また、かつては支援者だった人が、要支援者になるといった状況も地区全体で見られます。発災時には、「自主防災会」のメンバーや「防災ボランティア」の方々も被災者になることを想定しておく必要があります。

天野川流域に多くの住宅が広がる当地区では、開発当初から半世紀が経過する現在、地域の様相も変わりました。最近では、耐震補強等の対策を講じている住居が増えつつあるものの、“想定外の災害”に対しては100%安心できるものではありません。

このように、「地域防災」を考えたときの課題は山積しています。しかし、近年地震や風水害を始めとする想定外の自然災害が頻発している中、私たち天野が原町住民も悠長に構えていられないと言っても過言ではないでしょう。

今回の「天野が原町地区防災計画」が、「災害時の防災活動」はもとより、当地区がこれ迄に取り組んできている「平常時の防災活動」についても紹介することにより、一人でも多くの地域住民が「自分事としての防災意識」を持つきっかけとなり、また「いざという時に、自分は何を、どうしたらよいか？」を地区全体で考える手がかりとなることを願っています。

2024（令和6）年11月

天野が原町地区災害対策本部

天野が原町地区災害時避難所運営委員会

天野が原町自主防災会

目 次

まえがき	1
第1章 「地区防災計画」の策定	5
1. 「地区防災計画」策定の目的	5
2. 「地区防災計画」の基本事項	5
第2章 天野が原町地区の「防災組織」	6
1. 「天野が原町地区災害対策本部」	6
2. 「天野が原町地区災害時避難所運営委員会」	7
3. 「天野が原町自主防災会」	7
第3章 “平常時”の防災活動	8
1. 地域の見守りと安全点検	8
2. 地域住民の防災意識啓発の取組み	9
3. 各種「防災訓練」等の実施	9
4. 防災視察研修及び行政研修会（講習会）等への参加	11
5. 「天野が原町地区災害時避難所運営委員会」の開催	12
第4章 “災害時”の防災活動	13
1. “災害時”の活動体制と役割	13
2. “災害時”の避難の動きと避難所運営	14
3. 自治会各班での「安否確認」の手順	15
4. 『安否確認タオル』『防災マップ』『震災時のタイムライン』等の活用	15
5. 情報の流れと避難時の行動	16
6. 支援物資の要望・配布	17
第5章 災害対策（初期対応等）の体制	18

1. 「緊急時」の定義及び初期対応・	18
2. “災害時”の「初動マニュアル」・	18
あとがき・	21

＜添付資料＞

1. 天野が原町地区災害時避難所運営委員会規約
2. 天野が原町自主防災会会則
3. 【保存版】白いタオルを使用した安否確認
4. 天野が原町防災マップ
5. 天野が原町 震災時のタイムライン

＜別添資料＞

1. 天野が原町地区災害時避難所運営マニュアルⅠ
【「避難所運営委員会」及び「活動班の業務」】
2. 天野が原町地区災害時避難所運営マニュアルⅡ
【様式集】
3. 防災機材リストの記入管理要領と運用要領

第1章 「地区防災計画」の策定

1. 「地区防災計画」策定の目的

「天野が原町自主防災会」では、安全・安心なまちづくりを目指し、会則第3条（目的）で、「住民の隣保共同精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、火災・地震・風水害その他の災害（以下「事前災害等」という）による被害の防止及び軽減を図る。」と謳っています。「地区防災計画」の策定に当たっては、会則第3条（目的）と共に、会則第12条（防災計画）の主旨に基づき、次の3項目をねらいとしました。

- （1）多くの人に関心を持ってもらうきっかけとし、住民全員の防災意識向上に役立てる。
- （2）地域住民の協力で生き残れる、災害に強いまちづくりをする。
- （3）訓練を継続し、実際に則した具体的な取組みを推進する。

尚、策定事項の具体については、同会則第12条（防災計画）「2、防災計画は次の事項について定める。」に表記されている内容を骨子とし、「交野市地域防災計画」との整合性を考慮しました。

2. 「地区防災計画」の基本事項

「地区防災計画」の基本事項については、本会会則「第5章 防災計画 第12条（防災計画）」において、以下のように定めています。

- （1）自然災害等の発生時における防災組織の編成及び任務分担に関する事項。
- （2）防火、防災知識の普及に関する事項。
- （3）防災訓練の実施に関する事項。
- （4）自然災害等の発生時における情報の収集伝達、出火防止、初期消火、救出救護避難誘導及び給食給水等に関する事項。
- （5）避難行動要支援者支援に関する事項。
- （6）その他必要な事項。

本防災計画は、上記の基本事項を骨子とし、当地区の課題に則した具体的且つ実

践的な防災活動を取り上げることに努めました。

第2章 天野が原町地区の「防災組織」

1. 「天野が原町地区災害対策本部」

天野が原町地区においては、「震度5弱以上の地震」、「局地的短時間大雨」、「特別警報」、「四中に避難所開設された場合」、「その他これに準じた災害や連絡の入った場合」を「緊急時の定義」（初動基準）と捉え、「一時避難所」（「天野が原自治会館」・「さくら丘自治会館」・「天野が原集会所」）に集合し、無理なく行動して頂ける人は「指定避難場所」（第四中学校）へ移動した上で、「災害対策」を始動します。

その際、集合メンバー（不特定者）による中心メンバー（地域の各団体代表等）への連絡が必要となりますが、中心メンバー等の責任者が到着する迄の間は、集合メンバー（不特定者）の中で、地区内での上位者（各団体副代表又は、自治会役員等）により、対策協議を行い、初期対応に当たる必要があります。

その後、中心メンバーの到着を待って、本部長（区長）、自主防災会長及び役員、自治会長及び役員等を中心に本部体制（実際に集まったメンバーで協議・決定）を構築することとなります。

「災害対策本部」の設置内容としては、看板の設置、テント設営、情報掲示板の設置、情報記録簿の配置、「食料・物資班」等の関係活動班による資機材準備、更には一次避難者・来所者用の飲み物準備等が初期段階で必要となります。

緊急時の初動対応後、一定の沈静化が伺えた段階で、「災害対策本部」としては、主目的である「災害に関する情報収集・整理」を基に、統括本部としての機能を発揮して、収集された情報を基に「各活動班」に対する活動の指示を出します。また、四中派遣市職員を通じて、市対策本部等との連携を図ることも重要となります。

(注)「 <u>緊急時の定義</u> 」については、「交野市災害対策本部」と整合性を図る。

2. 「天野が原町地区災害時避難所運営委員会」

天野が原町地区においては、大規模な災害の発生に備え、自助・共助・公助の役割分担と連携により、避難所の存する地域内の住民が、主体的に当該避難所の開設及び運営を円滑に行うため、「天野が原町地区災害時避難所運営委員会」を設置します。

本委員会は、主として災害発生時にその本来の役割を発揮しますが、平常時から災害時の備えの取り組みも実施します。平常時には、会議を年1回以上開催し、主として「避難所の開設と運営」に照準を当てた避難訓練の計画実施に取り組みます。

また、開設時は、可能な限り毎日「運営会議」を開催し、役員並びに避難者の意見及び要望等について協議を行い、必要と認める事項を決定します。

※添付資料：「天野が原町地区災害時避難所運営委員会規約」参照

3. 「天野が原町自主防災会」

天野が原町地区には、1・5丁目、2丁目、3丁目、4丁目の四つの自治会並びに協力関係団体（「子供会育成会」「星友クラブ」「第一文庫」「えんがわ文庫」「くさかりの集い」「天野が原ヤング」）及び協力関係者（区長・民生委員児童委員・青少年指導員・磐船神社氏子総代・私市財産区議会議員）によって構成される「天野が原町連合自治会」があります。

そして「天野が原町連合自治会」には、内部組織として「天野が原町まちづくり委員会」と「天野が原町自主防災会」が車の両輪のように、互いに“安心・安全で快適に暮らせる街づくり”を目的として、各丁目自治会や協力関係団体（者）と協働して様々な事業に取り組んでいます。上記の目的達成に向けて、「まちづくり委員会」が“地域住民の互いの顔が見える関係作り”をテーマとして様々なイベント等の企画運営に取り組んでいるのに対し、「自主防災会」は、主として“様々な自然災害による被害の防止及び軽減”を目指して、地域住民の生命を守る組織活動に取り組んでいます。様々なイベント等を通じて、3世代の地域住民が互いに認め合い、支え合いながら楽しい時間を共有することで、“地域を愛する心”の醸成に寄与している「まちづくり委員会」の事業実践があつてこそ、「隣保共同の精神に基づく自主的な防災活動」を支えることができると考えられます。

その意味でも、「天野が原町自主防災会」と「天野が原町まちづくり委員会」の両

会は、“連合自治会の屋台骨”として無くてはならない重要な存在（「内部組織」）として位置付いていると言えます。

「天野が原町自主防災会」（通称：「自主防災会」）の会則「第1章 総則第3条（目的）」において、「本会は、住民の隣保共同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、火災・地震・風水害その他の災害（以下「自然災害等」という）による被害の防止及び軽減を図る。」としています。

このように、「自主防災会」では特段“防災”に焦点を当てた事業展開を行っています。中でも、毎年取り組んでいるところの“災害時避難訓練”では、参加者に緊張感を持って取り組んで頂けるよう、毎回創意工夫を行っています。

地域住民の一人一人が、「自助」「共助」の精神を大切にし、“貴方任せ”はでなくいわゆる“自主”の精神で、“自分のたちの街は自分たちで守る”という気持ちを地区全体で醸成していくことを目的に日々取り組んでいます。

第3章 “平常時”の防災活動

1. 地域の見守りと安全点検

地域の防災ボランティア（例：天野が原町2丁目「防災サポートさくら」）による町内の安全点検や地域住民の見守り活動、また「まちづくり委員会」の「防犯部会」の協力による町内の防災並びに防犯活動、更には天野が原町の1・5丁目、2丁目、3丁目、4丁目の各自治会による、消火栓・道路標識・路面表示・危険箇所・重量塀の様子・植木の路上はみ出し等々の点検を日常的に取り組んで頂いています。

また各丁目自治会では、年末に「歳末特別警戒」の一環として、恒例の「夜回り」に取り組んでおり、“火の用心”の合い言葉の下、広く地域住民の火災防止の意識高揚に寄与して頂いています。その他、地域の学童の安全確保の為に、地域ボランティアの方々に毎日登下校時に見守りを行って頂いています。防災活動に直結する取組み

ではありませんが、地域の子ども達に「地域住民が互いに協力し合って安全安心な街作りをすることの大切さ」を体得してもらうことをねらいとし、日常的に継続して取り組んで頂いています。

2. 地域住民の防災意識啓発の取組み

自主防災会では、主として防災関連の情報や自治会行事等の情報提供を目的として定期通信（「防災だより」）を発行し、「連合自治会役員会」及び「各自治会班長会」の協力を得て、地域住民への回覧をお願いしています。

また、「地域見守りボランティア」による機関誌（「見守り新聞」、「きずな新聞」）等の発行・回覧による、防災・防犯意識の啓発活動にも取り組んでいます。

更には、地域住民の「防災意識の向上」を図るべく、市主催の防災関係研修会（講習会）や消防署主催の救急救命講習会等への積極的参加を促しているところです。

3. 各種「防災訓練」等の実施

3～5年に1回程度、各自治会単位で訓練参加者（避難者）の確認をした上で、一時集合場所の「さくら丘自治会館」に集合した後、指定避難場所（第四中学校）へ実際に避難経路に沿って移動するといった「避難誘導型避難訓練」を実施しています。

また、毎年1回地域住民が個別に「さくら丘自治会館」に集合し、様々な防災体験を行う「防災体験型避難訓練」等に取り組んでいます。地域住民の防災意識の啓発に繋がるべく、訓練内容の工夫はもとより、危機管理室との連携した訓練の実施と検証の継続が肝要と考えています。

また、災害時の避難所での避難生活に焦点を当てた「避難所設営訓練」を「防災訓練」に位置づけることにより、より現実味のある訓練が期待できると共に、地域住民同士が、「互いに協力し合って災害を乗り越えよう」という「防災意識」の向上にも繋がるものと考えています。

(1)「交野市防災訓練」の事例

資料

平成29年度交野市防災訓練次第（案）

平成29年9月25日「自主防災会」役員会

1. 日時場所 平成29年11月19日（日）9:30～12:30 交野市立第四中学校

2. 訓練の目的（ねらい）

- ①初心者向け訓練と経験者にも意義のあるもの、また実際に即したものにしている工夫。（ヘルメット、リュック、笛、水筒、ハンドマイク、地区旗等）
- ②ボランティアの活動機会を考え、役割・分担を工夫。
- ③運営委員会の流れや役割が理解されるようなものに。
- ④一般参加者が退屈しないような工夫。運営委員会の流れがわかったところで別の作業やイベントに参加してもらい、一定時間後体育館に戻ってもらう。
- ⑤最後の講評で運営委員会の報告を行う。閉会までを少し短くし、閉会後に非常食の試食や回り切れていないブースやイベントに参加し、適宜散開する。
- ⑥四中に至る避難誘導訓練は各地区なりに工夫。

3. 訓練次第（案）

	時 間	時間ごとの取組内容
各地区	9:30～	防災無線や広報車による訓練参加の呼びかけ（交野市） 役員集合防災委員・副会長会館集合 ヘルメット着用・プラカード・車いすを一時集合場所に集合公園に持ち込み待機、一部は四中向け出発（主に経験者主体に編成） ◎住民集合→予定者名簿にてチェック、四中向け出発 ◎先発隊は四中の状況確認避難準備活動、避難者待ち受け
四中	9:40～	四中到着：避難者名簿に登録、用紙を受け取り、（世帯毎1枚）記入後体育館前の各丁目毎の箱に投函 ◎運動場に地域ごとに集合
	10:00～	開会の挨拶及び訓練次第説明 体育館に入場、入場後地域別に集まる
	10:15～	運営委員会の立ち上げ
	10:30～	運営委員→委員会開催（議論の状況がわかるように） 委員以外→委員会の状況を見守る。委員会の指示項目発表。 分散し各ブースに分かれ各種の取り組みに参加、（ベッドの組み立て、トイレの組み立て、AED訓練、消火訓練、煙体験、非常食炊き出し、救援物資受け入れ）→興味のあるセクションに自由参加
	11:15～	体育館に全員集合 運営委員より状況説明、対応、今後の方針発表し運営委員会終了。市長あるいは訓練責任者の講評。訓練終了、閉会の挨拶。（防災食支給や各ブースでの取り組み説明し体験を呼びかける）
	11:30～ 12:30	防災食等配布 各ブース・セクションで回りきれなかったところを回り、見学・体験後帰宅
	12:30～ 13:00	訓練関係スタッフ→後片付け・モップ拭き 解散

（２）備蓄品（資機材・食料・衛生品 他）の点検

地域住民対象の防災訓練（「避難誘導型」及び「防災体験型」）をより充実させる為にも、また実践的な緊張感に繋がるよう日常的な防災機材の点検等が重要になります。自主防災会としては、役員対象の研修を兼ね、年度当初には二国下の防災倉庫内の機材の作動点検や備蓄品の補充、更には防災倉庫（計３個）の鍵の所有者点検等に取り組んでいます。

（３）各自治会での「救急救命救護訓練」等

自主防災会では、各自治会に対しても、班長や役員を対象としたＡＥＤ作動体験や三角巾の使い方等の技能習得を目指した研修の実施を推奨しています。

また「歳末特別警戒」の期間中は、地域住民の参加の下、火災予防の「夜回り活動」や危険箇所の点検等の継続的な実施も推奨しています。

（４）公園及び会館（集会所）の整備

当地区内の「天野が原北公園」、「天野が原西公園」、「中央ちびっこ広場」、「青空広場」並びに「天野が原自治会館」、「さくら丘自治会館」、「天野が原集会所」においては、各々の自治会活動の一環として、清掃等による環境美化や施設備品等の維持管理に努めて頂いています。また、災害発生時の緊急対応に耐えうるよう、使用に際しては「常に現状復帰」を心掛けて頂いております。

４．「防災視察研修」及び「行政研修会（講習会）」等への参加

例年、自主防災会の関係者だけでなく、広く地域住民対象に防災関係の施設見学等の実地研修への積極的参加を呼びかけ、地域全体の「防災意識の向上」に努めています。

防災活動を継続的に取り組んでいく上からも、時代を担う子ども達に焦点を当てた研修内容の導入が重要になると考えます。また、地域住民の高齢化に鑑み、研修実施に当たっては現地への移動手段等の配慮も必要となります。研修の実施に際しては、目新しさに傾注することなく、老若男女を問わず一人でも多くの住民が「基本的な防災活動」を体得してもらう機会となることを重視したいと考えています。

同様に、交野市が主催する防災関連の研修や交野消防署主催の救命救急講習会等への地域住民の積極参加を促すことにより「防災意識の啓発」に繋げたいと考えています。

5. 「天野が原町地区災害時避難所運営委員会」の開催

天野が原町地区では、万が一災害が発生した時には、必要に応じて「指定避難場所」の「交野市立第四中学校体育館」を拠点とした避難生活を送ることになります。

その際、避難者の生活全般について、様々な視点から課題を克服しつつ、避難所生活の陣頭指揮を執る役割を果たすのが、「天野が原町地区災害対策本部」（略称：「地区対策本部」）になります。そして、「地区対策本部」の指示を受けて、避難生活上の様々な課題に対して、「各活動班」毎に具体的に対応する為の対策を講じる組織として、「天野が原町地区災害時避難所運営委員会」があります。

「天野が原町地区災害時避難所運営委員会」は、開設時には、定例会議として「運営会議」を原則毎日開催するものとし、平常時は、会合を年1回以上開催するものとしします。

また、その他の平常時の活動としては、

- ①避難所運営委員会の組織及び運営に関すること。
- ②避難所に備蓄されている物品の把握に関すること。
- ③避難所開設・運営等の訓練に関すること。
- ④その他、運営委員会の目的達成に必要な活動に関すること。

等について、「天野が原町自主防災会」主導の下、自主的に取り組んでいます。

第4章 “災害時”の防災活動

1. “災害時”の活動体制と役割

(指定避難場所) 第四中学校 ☆水害は除く

◎各丁目自会・自主防災会・地域ボランティアによる設置運営。

「指定避難場所」の運営は『災害時避難所運営マニュアルⅠ・Ⅱ』による

天野が原町地区災害対策本部

本部長（区長）、副本部長（自主防災会会長）

各自治会統括（各自治会長）、本部付（自主防災会役員）

天野が原町地区災害時避難所運営委員会

委員長（1名）、副委員長（2名）、委員（9名）、幹事（12名）

※「役員」は、規約第2条第1項第1号、第4号、第5号、第6号に定める者の中から選出する。

【活動班】

総務班 ・運営全班・市の連絡 ・避難者の管理	要配慮者班 ・要支援者への対応 ・要配慮者への対応	情報班 ・情報の収集、管理 提供（掲示板管理）
施設管理班 ・施設の管理、補修 ・防火防犯等の巡回	食料・物資班 ・給食給水の対応 ・物資の管理配給	支援交渉班 ・ボランティアの受入れ ・市対策本部への要請
保健・衛生班 ・負傷者の対応 ・生活環境の衛生管理	ペット保護班 ・ペットの居住管理 ・飼い主との連携	被災現場対応班 ・安否確認　・初期消火 ・救出救護　・避難誘導

「一時避難所」の開設・運営（※各丁目自治会の『運営マニュアル』による）

(1) 「自主防災倉庫（二国下設置）」、「連合自治会倉庫（天野が原西公園設置）」、「各丁目自治会別に設置された倉庫」を開ける。

（“鍵”は「区長」「自主防災会長」「各丁目自治会長」が保管。）

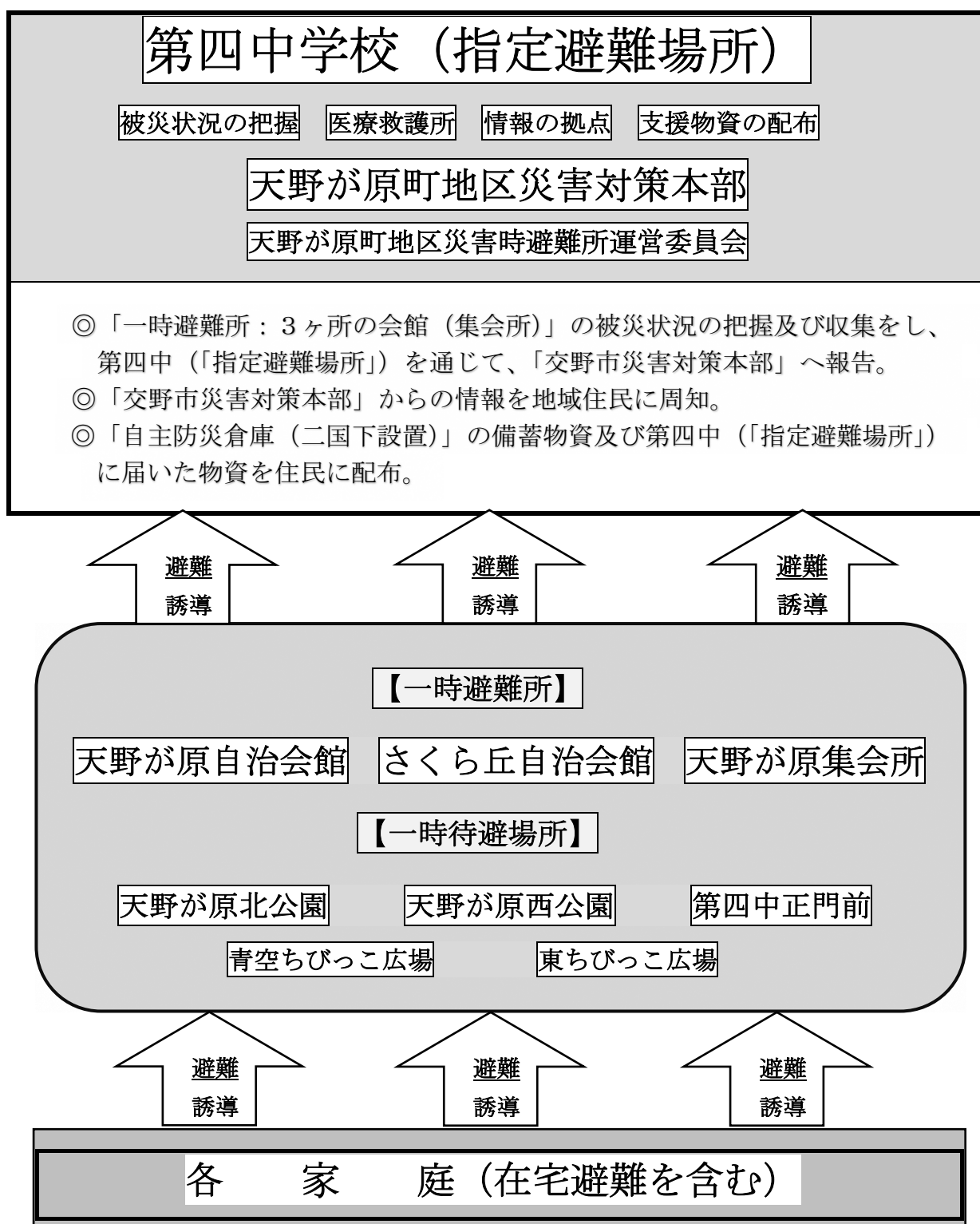
※各会館（集会所）及び倉庫の開錠は、臨機応変に手分けして対応する。

(2) 「一時避難所」として「天野が原自治会館」、「さくら丘自治会館」、「天野が原集会所」の安全を確認し、避難者の受け入れ体制を図る。

2. “災害時”の避難の動きと避難所運営

地震等の災害時、地域住民の安否確認や避難生活の支援を行う為、天野が原町地区区長は「天野が原町地区災害対策本部（災害時避難所運営本部）」を設置します。

「天野が原町地区災害対策本部」は、地域で助け合い、協力して被害を最小にすることを目指しています。尚、「天野が原町地区災害対策本部」は、「天野が原町地区災害時避難所運営委員会」の規約に基づき、『天野が原町地区災害時避難所運営マニュアルⅠ・Ⅱ』に拠る避難所運営を行います。



3. 自治会各班での「安否確認」の手順

①班長等を中心として、班内の安否を確認する。（「安否確認タオル」の確認）

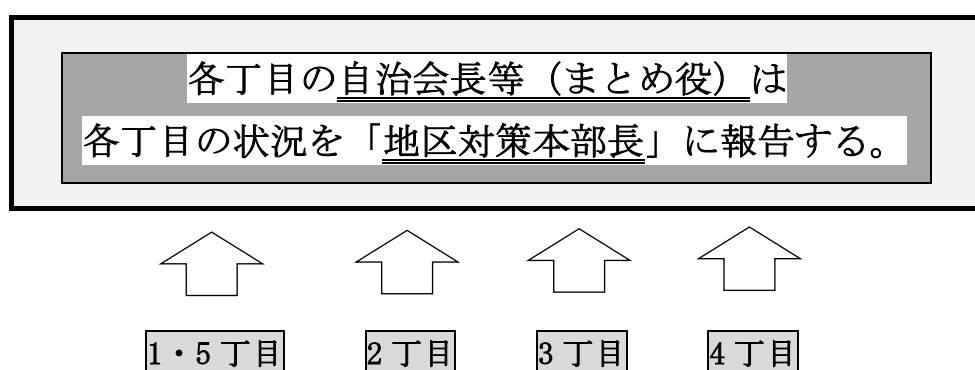
②班長不在の時は、班内で協力して行う。

（自主防災会のメンバーや防災ボランティアは、必要な時は班長等の応援をする。）

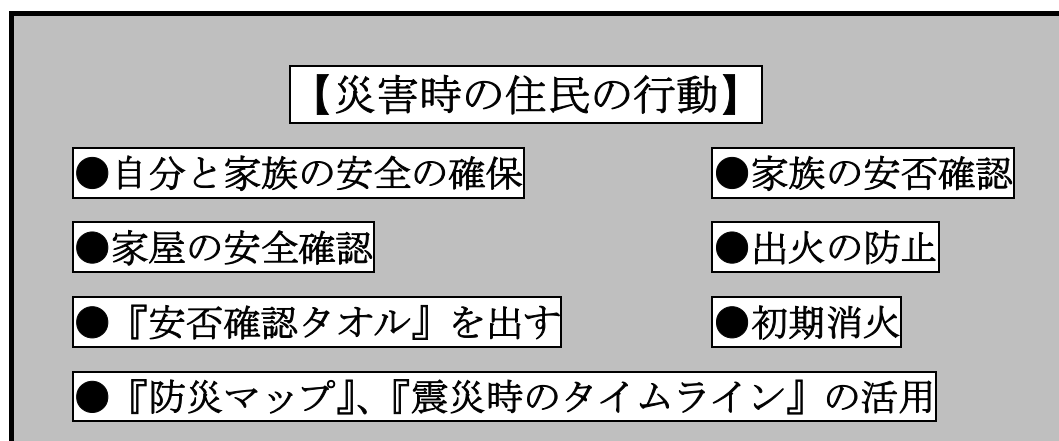
③班内の被害状況の確認（家屋、電気、ガス、水道、要支援者の有無等）

④支援の必要な方の情報を班で共有し安否確認。

※近隣の“自治会員以外の方”へのサポートも行うようにしましょう！



班長等は自治会長等（まとめ役）に班の状況を報告する。

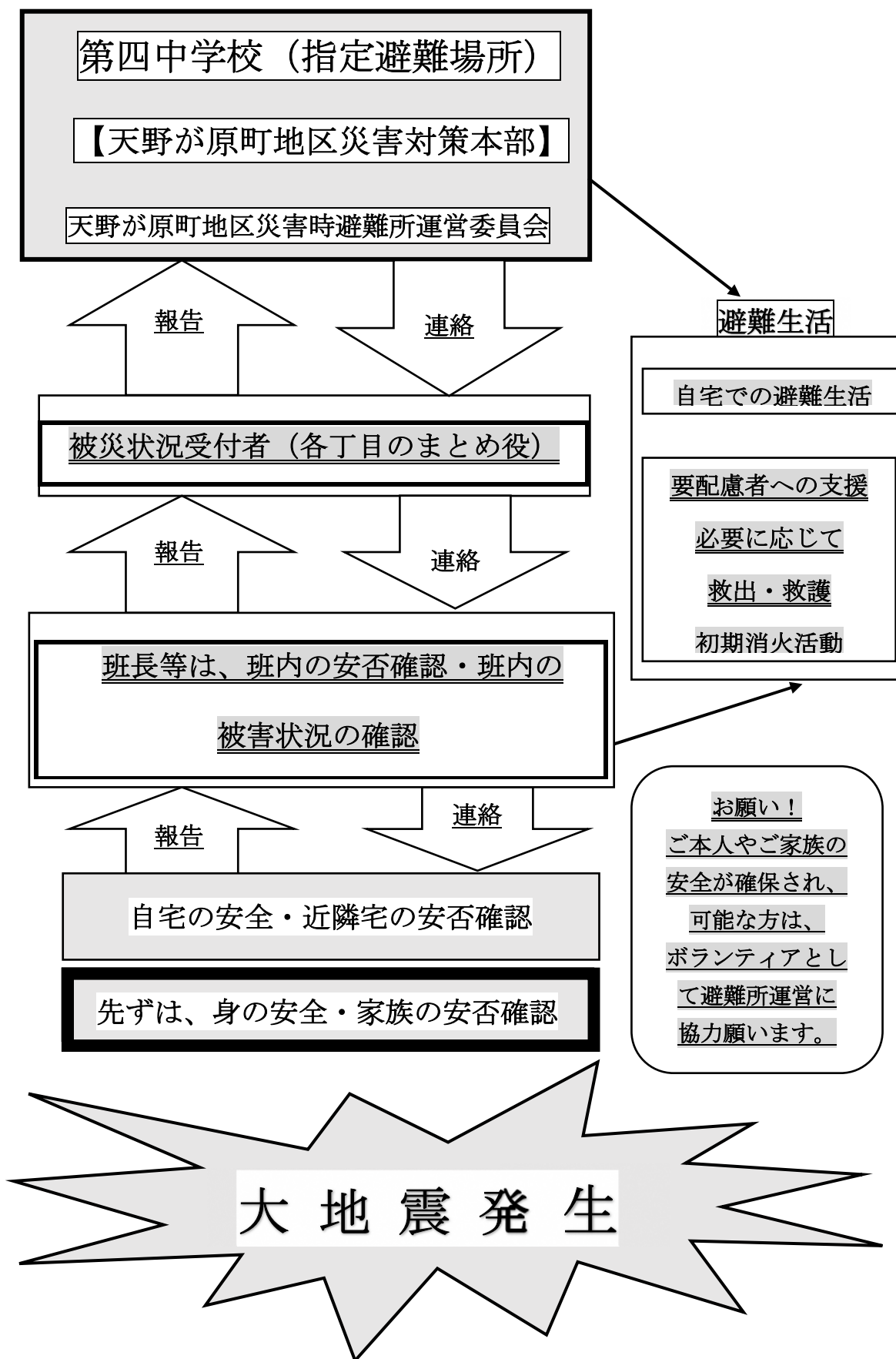


4. 『安否確認タオル』『防災マップ』『震災時のタイムライン』等の活用

①『安否確認タオル』、『防災マップ』（全戸配付）、『震災時のタイムライン』（全戸配付）を活用し、地域住民の“防災意識の向上”を図ります。【添付資料参照】

②各自治会の班長に、『天野が原町地区防災計画』を配布し、役割周知と班員の協力要請をお願いすることによって、“災害時の避難行動の意識化”を図ります。

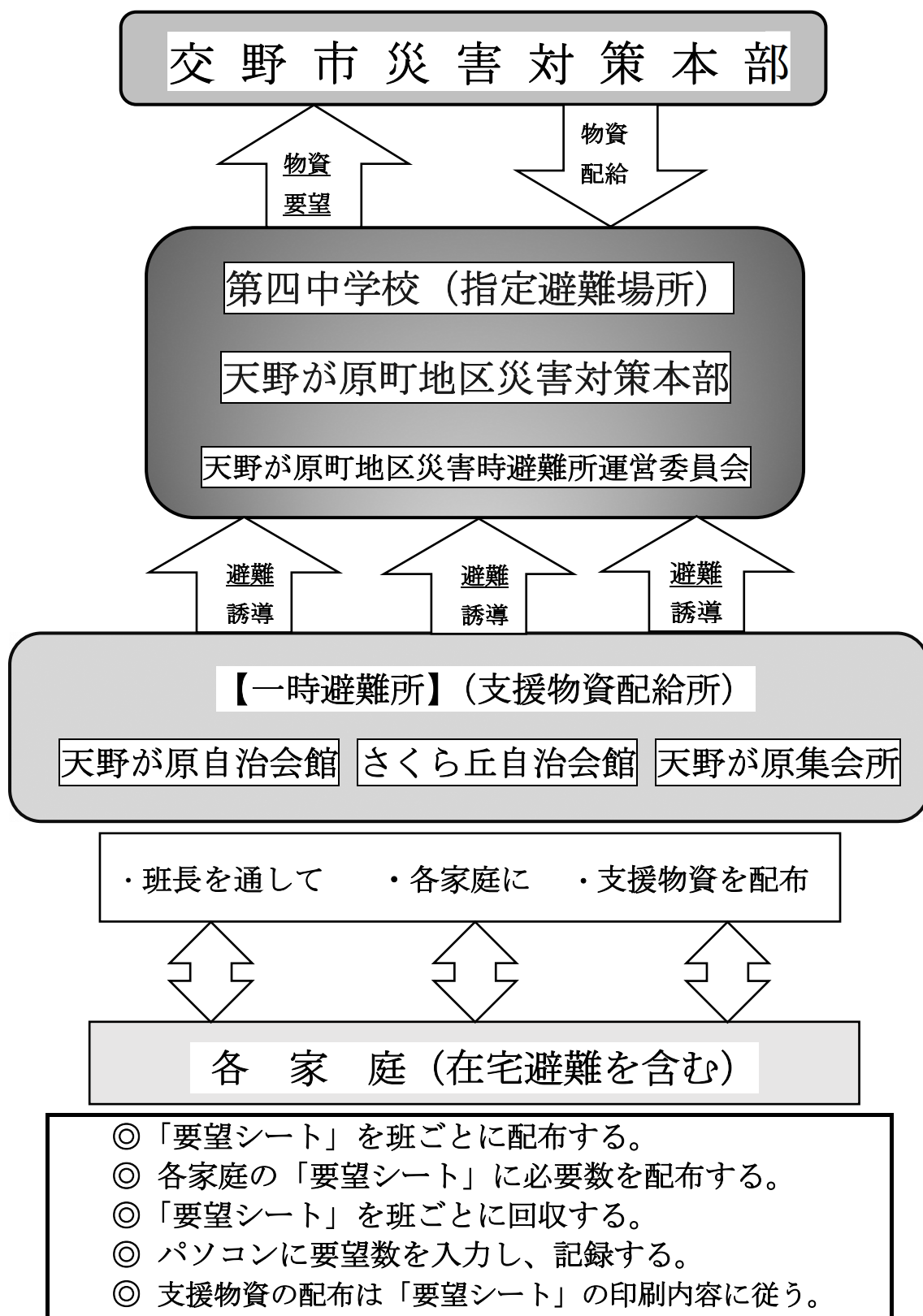
5. 情報の流れと避難時の行動



6. 支援物資の要望・配布

※天野が原町地区災害対策本部の情報収集が落ち着いてから、一時避難所（「天野が原自治会館」、「さくら丘自治会館」「天野が原集会所」）に“支援物資配給所”を開設します。

※『天野が原町地区災害時避難所運営マニュアルⅠ・Ⅱ』に従い下記の対応をします。



第5章 災害対策（初期対応等）の体制

1. 「緊急時」の定義及び初期対応

(1) 「緊急時」の定義

「震度5弱以上の地震」、「局地的短時間大雨」、「特別警報」、「四中に避難所開設された場合」、「その他これに準じた災害や連絡の入った場合」。

(2) 「緊急時」の対応：緊急連絡

区長→「自主防会長」→「自主防役員・委員」→自治会長→自治会役員・班長

(3) 緊急連絡による各自の対応基準

◎「地震」：会館に集合

◎「その他の災害」：状況の連絡

2. “災害時”の「初動マニュアル」

初動時の服装・装備

作業服装、ヘルメット、笛、防災用ジャケット、軍手、携帯、手帳、ボールペン、丈夫な靴、財布、鍵束、カメラ、マニュアルファイル 他

初動基準

「震度5弱以上」の地震に対し活動を開始！

- ①落ち着いたら、無理なく行動して頂ける人は、第四中学校又は一時避難所（「天野が原自治会館」「さくら丘自治会館」「天野が原集会所」）に集合。
- ②集合メンバーで対策協議
→中心メンバーへの連絡と状況聴取。
- ③「地区災害対策本部」の立ち上げ
→本部長（区長）、防災会長、防災委員、自治会役員を中心に本部体制を構築（実際に集まったメンバーで協議の上構成）
- ④「要支援者」「独居老人」「高齢者世帯」等の安否状況確認
- ⑤被災状況と負傷者等の状況確認
- ⑥「地区災害対策本部」の設置
→看板の設置、テント設営、情報掲示板の設置、情報記録簿の配置、消火班等による資材準備、一次避難者・来所者用の飲み物準備。
- ⑦「避難所運営委員会」の立ち上げ
→「地区対策本部」の指示を受けて、避難生活上の様々な課題に対して、「各活動班」毎に具体的に対応する為の対策を講じる。

【一時避難所】『天野が原自治会館』『さくら丘自治会館』『天野が原集会所』

状況	自主防災会・自治会組織・一般住民で活動可能な者
地震発生	①身を守る行動、火を消す、脱出口の確保。 ②「安否確認タオル」を掲出する。
揺れが収まる	②身の回りの安全確認、親族等への連絡。 室内危険の除去（電源、ガス元栓、ガラスの割れ処理、初期消火）、テレビ・ラジオ等情報収集、行動できる服装・持ち物準備（スリッパ、軍手、時計、携帯電話、ヘルメット等）。 ③近隣の状況確認後、一時待避場所に集合（ヘルメット、丈夫な靴、作業服装、マスク等、防災委員はジャンパー、携帯電話）、近隣宅への声かけ出火の有無、鍵保管者は自身または依頼して会館に鍵を届ける。 ④会館（集会所）の状況安全確認→会館（集会所）の開錠。 ⑤本部（受付）設置、避難者を中心に組織化を図る。（上位指揮順位者が指揮を執り状況に応じ臨時的に班責任者・担当を定める、避難者の状況により随時変更）被災状況と対策について意見交換。 ⑥掲示板設置（本部設置・被災状況・安否情報・行政の情報） 現在の状況をタイムリーに掲示し、来場者の不安の除去、行動や協力の方向性を示す。 ⑦「災害対策本部」（「避難所運営委員会」：活動班）の活動開始時 【総務班】 →◎来場者・各種情報受付（安否情報や被災状況聴取）。 ◎被災状況に応じ駆けつけられる体制を準備。 ◎一時的休息・救護場所の設営、給食給水の準備。 ◎トランシーバー設置。 【情報班】 →◎町内の状況確認・視察・聴取（数組に分かれ状況視察）。 ◎トランシーバー持参、マイクで状況を知らせる。 （火の元、電源、ガス等の閉栓、初期消火、会館に情報が集まっている等、隣近所の安否確認の呼びかけ） ◎給水場所・物品配布場所情報。 ◎状況に関する「市」「消防署」「警察署」への連絡及び支援要請。 ◎地域事業者への協力要請。 ◎自治会臨時ニュースで必要事項伝達（全戸配布や掲示）。 【被災現場対応班】 →◎消火班・救護班・救出班・道路障害物排除。 ◎各種機材を持ち現地にて活動。（トランシーバー持参） ◎避難誘導→避難所の安全開設状況を確認の上安全に誘導。 【要配慮者班】 →◎要支援者等要配慮者宅確認。 ◎一般住民宅に対する聞き取り調査（被災状況・ニーズ）。 ◎安全宣言宅の外部への表示。 【食料・物資班】 →◎給水給食の対応。（お茶・豚汁・備蓄非常食準備等） 【保健衛生班】 →◎トイレを利用できない人への対応（簡易トイレ設営）。

	【施設管理班】 →◎防犯パトロール（町内を複数人一組として交代で巡回。） <その他> ○公共機関の避難所・給水給食配布場所への人の派遣。 ○暖房器具等の準備。 ○生活用水（汚水処理用の水等）の確保→プール、貯水槽、草川等。
集合できない住民	◎「安否確認タオル」の掲出。 →自己・家族の安否に問題がない旨の表示を玄関や門などに掲出。 ◎伝言ダイヤル（１７１）に「安全」とのメール登録。
学校関係の対応	◎机・椅子他、避難生活に役立つ備品等の借用等。
避難所運営マニュアル	◎中学校・地域・各種団体で協議。
被害の程度による解散	◎ <u>発災後一時間内の状況で被害の報告がなかった場合</u> →解散。 ◎ <u>発災後一時間内の状況で被害の報告があった場合</u> →状況により交代で会館に詰める。 ◎ <u>物的損害がかなりあり、人的被害も見られる場合</u> →対策本部内で協議。体制を維持し、臨機に対応する。

【状況別対応】

班	対応
被災現場対応班	◎各家庭の消火器・ふろ水、近くの水道でバケツリレー等。 ◎負傷者の応急救護、一時避難所への搬送、消防・市への連絡。 （鋸、ハンマー、バール、ジャッキ、ロープ、チェーンソー、担簡易薬品箱等 持参） ◎避難所開設情報の伝達、現地への人の配置、障がい者・負傷者・高齢者の避難誘導・搬送。
情報班	◎被災の状況（人・住家・施設・道路・河川・火災・他）の確認・本部への連絡。（トランシーバー持参・地図・メモ） ◎情報発信を掲示板・マイクなどで周知を図る。（火災・人命・避難・支援物資など）
食料・物資班	◎行政と連絡、搬入箇所の確保、避難者及び自宅待機者への支給。
施設管理班	◎施設の管理、補修。 ◎地域内への不審者注意、夜間の警備・巡視活動。
要配慮者班	◎安否確認し、状況を本部に伝える。 ◎要支援者・要配慮者への対応。

【被災後の手続き】

内容	対応
罹災証明	※「市災害対策本部」を通じて行政各部局に依頼。
被災物品の処理	
電気・ガス・水道の復旧	

あ と が き

今年の1月1日の「能登半島地震」では、当天野が原町地区でもそれなりに揺れを感じただけに、被災地での被害状況は相当なものだろうことが想像できました。地震発生後、様々なメディアで、復旧作業の遅れから長引く避難生活等、被災状況が生々しく報じられており、改めて震災の恐ろしさを痛感させられる次第です。

また、能登半島地震直後の2月には、京都南部を震源とする地震が発生し、当交野地区でも「震度2」の情報が流れました。それなりの揺れを感じましたが、程なくして収まるとともに、何もなかったかのように日常に戻りました。

当地区では、近年各地で発生している大地震では、それなりに影響を受けつつも、いずれも日常生活を脅かす程ではなく、時間を要することなく日常を取り戻すといった体験を繰り返してきていると言っても過言ではないでしょう。

「正常性バイアス」という言葉を見聞きすることがありますが、「自分にとって都合の悪い情報を無視したり過小評価したりする」という認知の特性を表す心理学用語とのことで、「前例がない」「自分は大丈夫」「今回は大丈夫」「まだ大丈夫」等と受け止め、逃げ遅れの原因になると言われています。このような、「正常性バイアス」による「根拠のない楽観的思考」が対応を遅らせた可能性が、これまでの大震災を含む様々な自然災害等の場面でその被害状況から確認されているとのことです。

今回、この「地区防災計画」の作成に当たって、その課題として注目しているのが、まさしく「根拠のない楽観的思考」と言えます。当地区においても、これまでに体感してきた「地震の揺れ」に対する印象度は、人それぞれ異なっていると言えるでしょう。それだけに、住民一人一人の地震等の自然災害に対する受け止め方、いわゆる「防災意識」にも温度差が生じてくるのも当然のことと言えるかも知れません。

近年、日本各地で頻発している大地震が、いずれも「想定外の規模」として当該地域を容赦なく襲っている現実があります。被災地に対する支援の気持ちを大切にしつつ、また「根拠のない楽観的思考」に流されることなく、日々の生活の中で自分なりに「防災」について考える時間を持つ姿勢を大切にしていきたいと思います。

今回、『天野が原町地区防災計画』作成に併せて、『天野が原町地区災害時避難所運営マニュアルⅠ』【「避難所運営委員会」及び「活動班」の業務】と、『天野が原町地区災害時避難所運営マニュアルⅡ』【様式集】を同時作成致しました。災害発生時の住民の自主的な行動の一助、また平常時の「防災訓練」の手立てとして役立てて頂ければ幸いです。

天野が原町地区災害対策本部長

(天野が原町地区区長)

山城 昌良

<添付資料>

1. 天野が原町地区災害時避難所運営委員会規約
2. 天野が原町自主防災会会則
3. 【保存版】 白いタオルを使用した安否確認
4. 天野が原町 防災マップ
5. 天野が原町 震災時のタイムライン

<別添資料>

1. 天野が原町地区災害時避難所運営マニュアルⅠ
【「避難所運営委員会」及び「活動班」の業務】
2. 天野が原町地区災害時避難所運営マニュアルⅡ
【様式集】
3. 防災機材リストの記入管理要領と運用要領

2024（令和6）年度版

『天野が原町地区防災計画』

天野が原町地区災害対策本部

天野が原町地区災害時避難所運営委員会

天野が原町自主防災会